

■令和2年度 総務政策委員会 所管事務調査報告

調査テーマ：所管分野における新型コロナウイルス感染症対策

1. これまでの活動概要

所管事務調査のテーマについては、延岡市議会新型コロナウイルス感染症対策会議において、各常任委員会の「所管分野における新型コロナウイルス感染症対策」と決定された。テーマ決定後は、各課室が実施する緊急対策事業について調査を行い、検証の上、9月定例会において中間報告を行った。

中間報告以降は、改めて調査方法や方向性に関する協議を行い、重点的に調査する項目を決定した。なお、調査にあたっては、当該事務を所管する課室に対してヒアリングを行い、課題の確認や事業の実施状況を精査したところである。

2. 今年度の活動経過

| 開催年月日 | 今年度の活動内容等 |
|-------------|-------------------------------------|
| 令和2年 5月 21日 | * 所管事務調査及び行政視察の実施に関する協議 |
| 6月 19日 | * 調査方法及び今後の方向性に関する協議 |
| 7月 27日 | * 緊急対策事業の進捗状況の確認 |
| 8月 18日 | * 当局に対する緊急対策事業の進捗状況等のヒアリング |
| 9月 1日 | * 新型コロナウイルス感染症対策会議への報告に向けた意見等の協議・集約 |
| 9月 23日 | * 新型コロナウイルス感染症対策会議での報告内容に関する協議 |
| 10月 2日 | ◎ 9月定例会における中間報告 |
| 11月 18日 | * 緊急対策事業の進捗状況の調査と重点調査事項の決定 |
| 令和3年 1月 21日 | * 緊急対策事業の進捗状況の調査 |
| 1月 26日 | * 緊急対策事業の進捗状況の調査 |
| 2月 2日 | * 当局に対する緊急対策事業の進捗状況等のヒアリング |
| 3月 2日 | * 所管事務調査報告書の内容に関する協議 |
| 3月 18日 | * 所管事務調査報告書の内容に関する協議 |
| 3月 24日 | ◎ 委員会活動報告 |

3. 重点調査事項及び調査方法

中間報告後に、新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、重点的に調査する事項を協議し、下記の項目に焦点を当てて調査を実施した。なお、調査においては、「タクシーによる飲食物宅配支援事業」及び「教育資金緊急融資事業」について、当初、関係団体との意見交換を計画していたが、1月の県の緊急事態宣言や市内での新型コロナウイルス感染症の発生状況等を鑑み、実施は見合わせ、当局からのヒアリングに基づく調査を行った。

◆重点調査事項（取り組み）

| 分野 | 重点調査事項（取り組み） |
|----|--------------------------------------|
| 交通 | タクシーによる飲食物宅配支援事業 |
| 融資 | 教育資金緊急融資事業 |
| 防災 | コロナ禍における災害時の指定避難所の運営 ／避難所感染防止対策事業 |

※ 予備費の執行状況の調査

今年度の予算執行において、例年と比べて特徴的であったのは、予備費の活用が多かった点であった。

新型コロナウイルス感染症は、感染が流行する時期と感染が落ち着く時期が交互に訪れる特徴がある。そのため、感染流行期には、その都度、突発的に感染症の対策を行う必要があり、マスク、消毒をはじめとした感染予防のため、あるいは、新しい生活様式に対応するための公共施設等における必要な資材購入等のために予備費が活用された。

また、4月からの全国規模での緊急事態宣言、1月からの宮崎県独自の緊急事態宣言を受けて、閉館などを余儀なくされた市の施設もあったことから、その指定管理者への指定管理料の急な支出についてもこの予備費から充用されたところである。

予備費については、こうした緊急時の対応が迅速に行える反面、議会のチェック機能が果たしづらいとの懸念もあったことから、本委員会では、所管する財政課に対し、予備費の執行状況の確認を行った。

◆ 令和3年2月末日現在、予備費を約1億1,296万円充用している。

重点調査事項 1 : タクシーによる飲食物宅配支援事業について

1. 事業の概要と実施

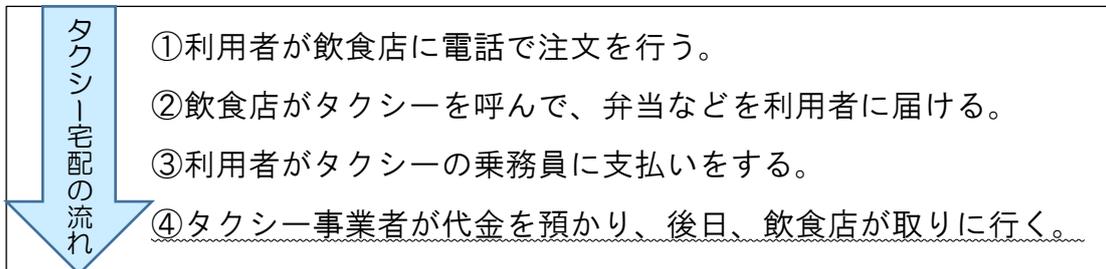
(1) 国の制度について

タクシーによる飲食物の宅配は、令和2年4月21日に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う食料及び飲料の運送に係るニーズの増加等を踏まえ、国土交通省がタクシー事業者の有償貨物運送を特例的に認めた制度である。

当初は、緊急事態宣言期間の5月13日までとされていたが、感染の収束が見えない中、特例の期間が9月30日まで延長され、その後、恒久的な制度に変更された。

(2) 本市の事業について

本市の事業は、上記の国の制度を活用し、外出を控えなければならないコロナ禍において、飲食店の消費喚起を図るとともに、利用が減っているタクシーの稼働のため、タクシー宅配利用料の助成を行う効果的な事業となっている。



この事業については、事業の過程で次のように助成額の変更が行われ、変更後は、利用者が大幅に拡大している。

| | |
|------------------|----------------|
| 事業開始～1月11日 | 令和3年1月12日～2月末日 |
| 上限 590 円 (初乗運賃分) | 上限 1,550 円 |
| 1日あたり平均 2.2 人 | 1日あたり平均 25.0 人 |

2. 課題

1月に助成額を拡大して以降、この制度を利用する市民は多くなり、飲食店、タクシー事業者、利用者である市民のそれぞれにメリットのある事業のかたちができたとと思われるが、次のような課題が見られた。

1点目は、飲食店とタクシー事業者間の代金の受け渡しといった決済についてである。タクシー宅配を利用する場合、上記のような制度利用の流れとなるが、最終的に、飲食店がタクシー事業者の元に代金を取りに行かなければならないという手間があり、その点において飲食店に負担が生じている。

2点目は、タクシー事業者の負担である。国は、有償貨物運送を恒久的に制度化した際に、有償貨物運送を行うタクシー事業者に対し、年間12万円の手数料を課している。そのため、タクシー事業者にとっては、ある程度の利用が無ければ、この宅配事業を行うことで損失が発生してしまう。

3. まとめ

このようなことを検討し、本委員会は、次の2点の改善策を提案する。

1点目は、決済方法の見直しについてである。

本市の緊急対策の1つに「使おやっ！のべおかプレミアム商品券」があるが、その一部は、QRコード決済を活用する電子版として発行された。

タクシーによる飲食物宅配支援事業における代金決済についても、こうしたアプリを活用した決済ができるようになれば、市民にとってタクシー宅配をより使いやすくなり、また、飲食店が実際に現金を取りに行かなければならない手間を省くことができるのではないかと考える。

2点目は、タクシー事業者への支援の継続についてである。

タクシーによる飲食物宅配支援事業は、飲食店やタクシー事業者の支援という取り組みであるが、加えて、コロナ禍において外出を自粛せざるを得ない中で、市民の食事の機会を支えるという公共的な役割を担っている側面もある。

しかし、上記のとおり、タクシー事業者には年間12万円の手数料が課されており、公共性の観点からは、その12万円の負担をタクシー事業者だけに負わせることは適当ではないと考える。

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間については、タクシー事業者が手数料の支出に見合う利益を得られるように、当局からの支援が継続されることが望まれる。

重点調査事項 2 : 教育資金緊急融資事業について

1. 事業の概要と経過

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う厳しい経済事情等により、大学生等が学業を断念することのないように、他の学費の免除制度や猶予措置が受けられない者を対象に、無利子・無担保で学費分の教育資金の融資を行う事業である（2種類）。

- ①市内外の大学等に通学している学生の保護者を対象とした融資（預託事業）
 - ・預託先：延岡信用金庫
- ②保護者が市外在住、かつ、市内に在住して大学等に通学している学生を対象とした融資（直営事業）

この事業による融資状況については、次のとおりである。

| | 9月10日時点 | | 11月12日時点 | | 1月15日時点 | |
|------|---------|---------|----------|---------|---------|-----------|
| 預託事業 | 33件 | 3,213万円 | 89件 | 8,580万円 | 129件 | 1億2,580万円 |
| 市の直営 | — | | 2件 | 143万2千円 | 2件 | 143万2千円 |

2. 調査の結果

当初予定していたよりも直営事業の利用が少なかったため、事業の周知の状況等について、当局に対しヒアリングを行った。

ヒアリングによると、市の直営事業分については、学生本人に対して貸し付け、卒業後に返済を求めることになることから、本当に必要な借り入れか、本人、学校、市当局において、本人の生活状況も考えながら話し合いを行い、融資を実行しているため、利用件数が抑えられているとのことであった。

3. まとめ

コロナ禍が続く中、当局と教育機関との連携により、学生やその保護者への事業の周知が進み、学生への支援が継続できた本事業は、効果的であったと考える。

当局においては、引き続き、学生への支援をお願いするとともに、日頃から大学、高等学校等の教育機関と連携し、非常時においても円滑なコミュニケーションが図れるよう努めていただきたい。

重点調査事項3：コロナ禍における災害時の指定避難所の運営について**1. 令和2年台風第10号の概要と本市の対策**

令和2年9月、大型で非常に強い勢力で九州に接近した台風第10号は、最大勢力時には910ヘクトパスカルまで発達し、東シナ海を北上したことから、九州地方を中心として特別警報級の災害をもたらすおそれがあり、各地において住民の避難が進められた。

本市においても、9月6日午前8時より指定避難所を開設したが、これまでの台風等と比べて避難者が多く、指定避難所となっている市役所本庁舎では、2階講堂のほか、議会大会議室や通路まで避難場所として利用された。

この台風では、避難者が最も多かった同日午後9時において、2,825人が市内の各指定避難所へ避難していたが、それらの指定避難所では、新型コロナウイルス感染症への備えとして次のような対策が行われていた。

◎避難所レイアウトの工夫

事前に、担当職員が避難所のスペースを計測し、避難者の間隔を広くとるよう避難所のレイアウトを作成していた。

◎避難所受付時の検温等の実施

受付票に、氏名、住所のほか、いつでも連絡がとれるように緊急時の連絡先の電話番号を記載してもらうことや検温・手指消毒を行った後に施設内に入館してもらうなどのマニュアルを作成し、避難所を運営した。

◎発熱者等専用避難所の開設

市民体育館、曾木デイサービスセンター(北方)、保健福祉センター(北浦)、ホテルの館(北川)の4つの施設を発熱等の症状がある方や感染流行地域を往来した方専用の避難所とした。

2. 課題について

台風第10号においては、上記のような対策が行われたこともあり、本市において避難の際に大きな問題はなかったところであるが、一部において、避難者が密になった箇所もあり、コロナ禍での避難については、さらなる検討の余地があると考えられる。

3. 他自治体の改善事例について

コロナ禍での避難所運営に関しては、避難する住民の密を避けるため、他の自治体でも様々な工夫が行われた。そのうち特色のあった4つの事例をあげる。

| 自治体 | 工夫例 | 内 容 |
|------|----------------|--|
| 南城市 | 避難所内 テント | 指定避難場所である市役所内に、感染者対策として屋外用テントを 20 張用意し、世帯ごとに避難の受入を行った。 |
| つくば市 | 宿泊施設 との協定 | 避難所で「3密」防止が求められていることから、従来の避難場所に加えて、ホテル・旅館等の宿泊施設へ避難ができるように、令和2年10月に茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合つくば支部と協定を締結した。 |
| 日南市 | 避難所状況 確認アプリ | 避難所の混雑状況を職員が入力し、市民が避難の際の参考となる情報を発信できるアプリを8月に導入した。令和2年9月の台風第10号が接近した際には、約1万アクセスがあった。 |
| 福岡市 | | 避難所単位で情報発信をすることができる防災アプリ「ツナガル+」を導入し、住民や避難所担当職員が避難所の混雑状況等の情報を発信することができるシステムを構築した。 |

4. まとめ

他の自治体の対策を見ると、物理的に住民が密にならないようにする対策や、情報を発信することで避難所が密にならないような仕組みを作る対策が実施されており、本市の避難所運営に参考となる。

本市では、ケーブルテレビ、FMラジオ、インターネット、SNS等で災害時に情報の発信を行っているが、日南市や福岡市で行われているような防災アプリを活用し、市民自身が情報を入手できる仕組みは、「自らの命は自らが守る」住民主体のこれからの防災対策において欠かせないものになると考える。

同様のアプリについては、当局においても既に検討がなされ、事業が進められようとしているところであるが、事業開始後には、広く周知され、多くの市民が活用できるようになることを期待している。

なお、令和2年9月の台風第10号が接近した際は、地元の公民館や安全な親戚の住居、ホテル等の宿泊施設に自主的に避難した方も多くいた。これら指定避難所以外への避難について、市としてどのように関わっていくのか、さらなる検討が望まれる。